

## 食品安全委員会への食中毒報告について（案）

### 1. 実施目的

食中毒による緊急事態等に関する情報について、リスク管理機関から食品安全委員会会合において報告を行うこととし、食品安全委員会とリスク管理機関とが緊密に連携し、政府一体となって被害の未然防止又は拡大防止に努めることとする。

### 2. 実施方法

委員会は、以下の場合において、必要に応じて臨時に委員会会合を開催するなど、速やかに委員会会合においてリスク管理機関からの報告を受けることとする。

- (1) 委員長が、食中毒による緊急事態等において、リスク管理機関からの報告が必要であると判断した場合
- (2) 委員長が、平時から収集している食中毒に係る情報の分析の結果、リスク管理機関からの報告が必要であると判断した場合
- (3) リスク管理機関の関係部局長（厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長等）が、食中毒に係る情報について、委員会会合への報告が必要であると判断した場合

### 3. 年次報告

緊急時の報告に加え、委員会会合において厚生労働省より年1回（前年度の食中毒監視統計の集計月）前年度の食中毒等発生状況の確定値の報告を受けることとし、平時からのリスク管理機関との連携を図ることで、食中毒発生の未然防止に努める。